

# 第 109 期 中間決算公告

平成 22 年 12 月 10 日

新潟県長岡市大手通一丁目 5 番地 6

**株式会社 大光銀行**

取締役頭取 古出 哲彦

## 第 109 期中（平成 22 年 9 月 30 日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	25,943	預 金	1,206,949
コ ー ル ロ ー ン	29,000	コ ー ル マ ネ ー	922
商 品 有 価 証 券	86	借 用 金	2,000
金 銭 の 信 託	3,000	外 国 為 替	0
有 価 証 券	355,587	社 債	8,000
貸 出 金	859,129	そ の 他 負 債	4,642
外 国 為 替	4,107	未 払 法 人 税 等	178
そ の 他 資 産	4,793	リ ー ス 債 務	1,026
有 形 固 定 資 産	14,286	資 産 除 去 債 務	116
無 形 固 定 資 産	743	そ の 他 の 負 債	3,321
繰 延 税 金 資 産	5,064	賞 与 引 当 金	835
支 払 承 諾 見 返	3,309	役 員 賞 与 引 当 金	16
貸 倒 引 当 金	△9,116	退 職 給 付 引 当 金	5,254
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	148
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	197
		偶 発 損 失 引 当 金	460
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,427
		支 払 承 諾	3,309
		負 債 の 部 合 計	1,235,163
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		資 本 準 備 金	8,208
		利 益 剰 余 金	38,282
		利 益 準 備 金	1,791
		そ の 他 利 益 剰 余 金	36,491
		別 途 積 立 金	21,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,491
		自 己 株 式	△124
		株 主 資 本 合 計	56,366
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,223
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,182
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,406
		純 資 産 の 部 合 計	60,772
資 産 の 部 合 計	1,295,936	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,295,936

## 第 109 期中

平成 22 年 4 月 1 日から  
平成 22 年 9 月 30 日まで

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,372
資 金 運 用 収 益	10,696
(うち貸出金利息)	(8,605)
(うち有価証券利息配当金)	(2,041)
役 務 取 引 等 収 益	992
そ の 他 業 務 収 益	547
そ の 他 経 常 収 益	136
経 常 費 用	10,240
資 金 調 達 費 用	911
(うち預金利息)	(788)
役 務 取 引 等 費 用	739
そ の 他 業 務 費 用	389
営 業 経 費	7,463
そ の 他 経 常 費 用	737
経 常 利 益	2,132
特 別 利 益	157
特 別 損 失	180
税 引 前 中 間 純 利 益	2,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	175
法 人 税 等 調 整 額	826
法 人 税 等 合 計	1,001
中 間 純 利 益	1,107

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。  
(追加情報)  
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)  
変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、当中間会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としております。  
これにより、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払に備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 62百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,661百万円、延滞債権額は33,916百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は211百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,460百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,249百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,215百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券62,385百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金・敷金は192百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,995百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,120百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,396百万円  
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。  
12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。  
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,479百万円であります。  
14. 1株当たりの純資産額 609円99銭  
15. 当中間会計期間末の自己資本比率（国内基準）は銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示）に基づき算出しております。当中間会計期間末の自己資本比率は11.83%であります。

#### （中間損益計算書関係）

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額91百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却370百万円、株式等償却109百万円、債権売却損10百万円を含んでおります。  
2. 特別利益は、償却債権取立益157百万円であります。  
3. 1株当たり中間純利益金額 11円11銭

#### （有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,230	2,235	5
	その他	—	—	—
	小計	2,230	2,235	5
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,215	2,190	△24
	その他	15,950	14,561	△1,389
	小計	18,165	16,751	△1,413
合計		20,395	18,987	△1,408

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)  
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式 36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,884	1,138	745
	債券	221,509	216,339	5,170
	国債	119,954	117,412	2,542
	地方債	43,708	42,481	1,226
	社債	57,846	56,445	1,401
	その他	26,001	24,947	1,054
	小計	249,395	242,425	6,970
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,794	2,108	△313
	債券	64,368	64,662	△293
	国債	48,738	48,981	△243
	地方債	7,292	7,318	△25
	社債	8,337	8,362	△25
	その他	18,808	21,692	△2,883
	小計	84,972	88,463	△3,491
合 計		334,367	330,888	3,479

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	719
その他	42
合計	761

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、160百万円(うち、時価のある株式108百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債50百万円)であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

**(金銭の信託関係)**

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,870 百万円
退職給付引当金	2,122
有価証券減損	375
減価償却費	121
賞与引当金	337
睡眠預金払戻損失引当金	79
役員退職慰労引当金	59
偶発損失引当金	185
その他	272
繰延税金資産小計	8,424
評価性引当額	△ 2,096
繰延税金資産合計	6,328
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,255
その他	8
繰延税金負債合計	1,263
繰延税金資産の純額	5,064

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社  
株式会社 大光ビジネスサービス  
たいこうカード株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 2社  
大光リース株式会社  
株式会社東北バンキングシステムズ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

第109期中（平成22年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	25,943	預 金	1,206,917
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	29,000	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	922
商 品 有 価 証 券	86	借 用 金	2,000
金 銭 の 信 託	3,000	外 国 為 替	0
有 価 証 券	355,672	社 債	8,000
貸 出 金	859,047	そ の 他 負 債	5,014
外 国 為 替	4,107	賞 与 引 当 金	841
そ の 他 資 産	5,772	役 員 賞 与 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	14,288	退 職 給 付 引 当 金	5,271
無 形 固 定 資 産	754	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	148
繰 延 税 金 資 産	5,185	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	197
支 払 承 諾 見 返	3,309	偶 発 損 失 引 当 金	460
貸 倒 引 当 金	△9,384	利 息 返 還 損 失 引 当 金	46
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,427
		支 払 承 諾	3,309
		負 債 の 部 合 計	1,235,570
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		利 益 剰 余 金	38,457
		自 己 株 式	△124
		株 主 資 本 合 計	56,541
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,223
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,182
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,406
		少 数 株 主 持 分	263
		純 資 産 の 部 合 計	61,211
資 産 の 部 合 計	1,296,782	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,296,782

第 109 期中 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,541
資 金 運 用 収 益	10,740
(うち貸出金利息)	(8,652)
(うち有価証券利息配当金)	(2,038)
役 務 取 引 等 収 益	1,060
そ の 他 業 務 収 益	588
そ の 他 経 常 収 益	152
経 常 費 用	10,389
資 金 調 達 費 用	912
(うち預金利息)	(788)
役 務 取 引 等 費 用	761
そ の 他 業 務 費 用	389
営 業 経 費	7,513
そ の 他 経 常 費 用	812
経 常 利 益	2,152
特 別 利 益	157
特 別 損 失	180
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	2,130
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	192
法 人 税 等 調 整 額	811
法 人 税 等 合 計	1,003
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	1,126
少 数 株 主 損 失 ( △ )	△0
中 間 純 利 益	1,126

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（追加情報）

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間連結会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、当中間連結会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 役員賞与引当金の計上基準  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金の計上基準  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |   |
|----------|---|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理                              |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。
- (12) 利息返還損失引当金の計上基準  
連結される子法人等の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (13) 外貨建資産・負債の換算基準  
当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 消費税等の会計処理  
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円、税金等調整前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。

## 表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 注 記 事 項

### （中間連結貸借対照表関係）

- 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 140百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,707百万円、延滞債権額は33,945百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は217百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,466百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,337百万円あります。なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,215百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券 62,385 百万円及び預け金 5 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は 198 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 58,228 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 41,120 百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが 4,232 百万円であります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日  
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,403 百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円であります。
12. 社債は、劣後特約付社債 8,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 4,479 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 611 円 74 銭
15. 当中間連結会計期間末の自己資本比率（国内基準）は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示）に基づき算出しております。当中間連結会計期間末の自己資本比率は 11.83%であります。

### （中間連結損益計算書関係）

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 96 百万円、偶発損失引当金繰入額 90 百万円、貸出金償却 406 百万円、株式等償却 109 百万円、債権売却損 10 百万円を含んでおります。
2. 特別利益は、償却債権取立益 157 百万円であります。
3. 1 株当たり中間純利益金額 11 円 31 銭

## (金融商品関係)

### ○ 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	25,943	25,943	—
(2) コールローン及び買入手形	29,000	29,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	86	86	—
(4) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	20,395	18,987	△ 1,408
その他の有価証券	334,367	334,367	—
(6) 貸出金 貸倒引当金（*1）	859,047 △ 9,243		
	849,804	856,712	6,908
(7) 外国為替	4,107	4,107	—
資産計	1,266,704	1,272,205	5,500
(1) 預金	1,206,917	1,207,581	664
(2) コールマネー及び売渡手形	922	922	—
(3) 借入金	2,000	2,020	20
(4) 外国為替	0	0	—
(5) 社債	8,000	8,140	140
負債計	1,217,839	1,218,664	825
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
デリバティブ取引計	1	1	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注 1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。

(4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（6ヶ月以内）であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)の他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式	866
その他	42
合 計	908

(\*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## (有価証券関係)

### 1. 満期保有目的の債券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,230	2,235	5
	その他	—	—	—
	小計	2,230	2,235	5
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,215	2,190	△24
	その他	15,950	14,561	△1,389
	小計	18,165	16,751	△1,413
合 計		20,395	18,987	△1,408

### 2. その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,884	1,138	745
	債券	221,509	216,339	5,170
	国債	119,954	117,412	2,542
	地方債	43,708	42,481	1,226
	社債	57,846	56,445	1,401
	その他	26,001	24,947	1,054
	小計	249,395	242,425	6,970
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,794	2,108	△313
	債券	64,368	64,662	△293
	国債	48,738	48,981	△243
	地方債	7,292	7,318	△25
	社債	8,337	8,362	△25
	その他	18,808	21,692	△2,883
	小計	84,972	88,463	△3,491
合 計		334,367	330,888	3,479

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、160百万円(うち、時価のある株式108百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債50百万円)であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

## (金銭の信託関係)

### 1. 満期保有目的の金銭の信託(平成 22 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

### 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 22 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。